



「コミー」FBI長官を辞めさせたことで却ってロシア疑惑が深まり窮地に陥っているトランプ大統領。前川文科省事務次官の引責辞任から全く別筋と思われた加計学園の「総理のご意向」問題が火を噴いている安倍首相。身内びいき、マスメディア攻撃、御用メディアの多用、大統領令や閣議決定の頻発―日本ではトランプ政権の破茶滅茶を笑う人

が多いのですが、なんのなんの、この2人は英語のミスと漢字の誤読まで含めて実はとてもよく似ています。

似ていないのは、トランプ政権の方は司法長官の辞任やコミー証言なども出てきて今やもうメタメタなのに対し、安倍首相の方は今も国会無視の強気の政権運営を続けていることで

この条約は金銭目的の組織犯罪に対するもので、「テロ」とは無関係ということもわかってしまいました。テロと関係ないなら現行法で既に対応できています。おまけに「花見客が双眼鏡を持っていたらテロの

よう？ ロシアに亡命中のあのスノーデンが日本向けに「これは政府の国民監視をさらに容易にするための法律だ」と説明しています。なぜ監視しなければならぬのか？ その方が政権運営が簡単だからです。特に警察の活動が容易になります。

「予防的な排除」がなされてきました。警察組織の性格は世界中で今も同じです。だって「今月はスピード違反検挙が少ないからちよつとネズミ捕りやつてこよう」という「警察の性格」は私たちの誰もが経験的に知っているはず。交通警察と公安警察の差は、その活動が目に見えてわかるかどうかの違いだけなのです。

「内心」を他人に勝手に決めつけられない権利を「内心の自由」と言います。だから「自分は（共謀罪の対象になるような）そんな反社会的なこと考えないから大丈夫」という問題ではありませぬ。共謀罪の恐ろしさは「あなたは（共謀罪の対象になるような）そんな恐ろしい反社会的なことを考えた」と他人から決めつけられることなのです。

### 「内心の自由」

その背景はおそらく政権の長に対する日米の議会と司法の独立性、そしてジャーナリズムの力の違いなのでしょう。

「そんな中で、安倍政権はいま着々と「共謀罪」の強行採決に向けて進んでいます。この看板を掲げたもの当初は法案内に「テロ」という文言さえ存在しなかつた代物。しかも「この法律がなければ国連組織犯罪防止条約を批准できず国際的

「下見かもしれない」といったアホみたいな答弁を繰り返す法務大臣が管轄する案件とあって、国会審議は全く噛み合っていない。嘘や説明回避を繰り返しながらのこの前のめりは、いったい何が目的なのでしょう。

「内心の自由」の定義が不明確であり、「共謀」との境界が定かでない。3、「組織的犯罪集団」は可変的なものであり、一般市民が属する集団であつても捜査、検挙の対象になり得る。

「内心の自由」の定義が不明確であり、「共謀」との境界が定かでない。3、「組織的犯罪集団」は可変的なものであり、一般市民が属する集団であつても捜査、検挙の対象になり得る。

「内心の自由」の定義が不明確であり、「共謀」との境界が定かでない。3、「組織的犯罪集団」は可変的なものであり、一般市民が属する集団であつても捜査、検挙の対象になり得る。

# 日本で共謀罪法案近く成立へ

## 「行っていない罪を罰せられる不条理」

民進党 参議院議員

藤田幸久

# ネット時代の監視社会とは

安倍内閣が提出した「共謀罪法案」（組織犯罪処罰法改正案）は、衆議院での強行採決を経て今参議院で審議が進んでいます。これまで共謀罪法案は過去三度廃案となつています。それは「団体」とそこに所属する人たちが組織的犯罪を

今回の共謀罪法案もこれまでの法案と同じ問題があります。政府は、国際組織犯罪防止条約（TOC条約）締結のために共謀罪の創設が必要と説明してきました。

「テロ対策のため」に、現行法に加えて「テロ等準備罪」を創設する必要は乏しい。2、「準備行為」の定義が不明確であり、「共謀」との境界が定かでない。

「内心の自由」の定義が不明確であり、「共謀」との境界が定かでない。3、「組織的犯罪集団」は可変的なものであり、一般市民が属する集団であつても捜査、検挙の対象になり得る。

「内心の自由」の定義が不明確であり、「共謀」との境界が定かでない。3、「組織的犯罪集団」は可変的なものであり、一般市民が属する集団であつても捜査、検挙の対象になり得る。

「内心の自由」の定義が不明確であり、「共謀」との境界が定かでない。3、「組織的犯罪集団」は可変的なものであり、一般市民が属する集団であつても捜査、検挙の対象になり得る。